

中国残留邦人等に対する介護支援給付について

京都府健康福祉部 地域福祉推進課
京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

1 概要

支援給付制度は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）」に基づき、中国残留邦人等の方々の生活の安定を目的とした制度です。

支援給付制度については、生活保護法の例により実施することとされていますが、生活保護とは異なる取扱いもあります。

2 介護機関の指定について

支援給付制度が開始された平成 20 年 4 月 1 日以前から生活保護法による指定を受けていた介護機関は、中国残留邦人等支援法についても指定を受けたものとみなされます。

なお、平成 26 年 7 月、生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法による指定又は開設許可を受けると、生活保護法の指定を受けたこととみなされることとなり（みなし指定）、特に手続は不要となっています。

3 介護支援給付について

(1) 基本的には生活保護法による介護扶助と同様の給付内容及び方式（介護券等による現物給付方式）となり、介護機関からの請求方法も同様です。各市からお送りする介護券に基づき、国保連合会を通して介護報酬を請求してください。

(2) 留意事項

支援給付受給者の介護券等は、本人の申請に基づき、各市から介護機関に直接郵送します。介護券が届かない場合は福祉事務所（京都市は保健福祉センター）に問い合わせてください。

4 介護保険被保険者以外の者の支援給付受給者

「生活保護制度における介護扶助について」1－3 の例により、40 歳以上 65 歳未満の支援給付受給者で医療保険に未加入の者は、そのサービス費用等の全額が支援給付により賄われます（介護支援給付 10 割対象者）。

5 被支援者の介護保険施設のユニット型個室等への入居について

居住費については、介護支援給付費の支給対象とはなりません。介護支援給付費で対応しなくても入所が可能な場合については入所を認めています。（以下の場合が想定されます。）

(1) 自治体の単独事業等により居住費の利用者負担が免除される場合

(2) 施設側が利用者の収入の状況等にかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合（「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の活用等）

(3) 多床室との差額を支援給付受給者本人が負担する場合（生活保護とは異なる取扱い。）